

議案第10号

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月5日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例

かすみがうら市介護保険条例（平成18年かすみがうら市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

(3) 移送サービス費

第3条第2項中「第7条第19項」を「第8条第25項」に改め、「除く」の次に「法第27条に規定する」を加え、同条に次の3項を加える。

8 市は、法第32条に規定する要支援認定を受けた被保険者及び要介護被保険者がタクシーを利用したときは、当該被保険者に対し、移送サービス費を支給する。

9 移送サービス費は、市が必要と認めた場合に限り支給するものとする。

10 移送サービス費の額は、月ごとに現にタクシーの利用に要した費用の100分の50に相当する額とする。ただし、月ごとの支給額が10,000円を超える場合は10,000円を支給する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令

和5年度まで」に改め、同項第1号中「31,800円」を「31,200円」に改め、同項第2号及び第3号中「47,700円」を「46,800円」に改め、同項第4号中「57,200円」を「56,100円」に改め、同項第5号中「63,600円」を「62,400円」に改め、同項第6号中「76,300円」を「74,800円」に改め、同号イ中「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0」を加え、「この項において」を削り、同項第7号中「82,600円」を「81,100円」に改め、同項第8号中「95,400円」を「93,600円」に改め、同項第9号中「108,100円」を「106,000円」に改め、同項第10号中「114,400円」を「112,300円」に改め、同項第11号中「133,500円」を「131,000円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「19,080円」を「18,720円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「19,080円」を「18,720円」に、「31,800円」を「31,200円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「19,080円」を「18,720円」に、「44,520円」を「43,680円」に改める。

第7条第1項中「市町村民税」を「市民税」に改め、「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する」を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

##### （適用区分）

第2条 この条例による改正後のかすみがうら市介護保険条例第4条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第3条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ及び第10号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号イ中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。